

農家超過供出物代金に關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年三月五日

橋本萬右衛門

參議院議長 松平恒雄殿

農家超過供出物代金に關する質問主意書

農家の超過供出せる物の超過代金支拂が非常に遅れている実情である。

超過納入と同時に即時支拂う親切があるか、処見を質す。

右質問に対し速かなる答弁を求めらる。